

第2期

葛城市

子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度

概要版



令和2(2020)年3月
葛城市



計画策定の趣旨

全国的に人口が減少し、子どもの数も減り続けている中、葛城市における人口は近年緩やかな増加傾向にあります。大阪等へのアクセス面が非常に良いことや、住宅を取得しやすい環境等により人口増加が予測以上に見込まれ、今後の施策展開によっては、さらに増える可能性も見込まれています。

今後、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいかといった当事者目線での子育て支援が重要となります。また、国際化の進展に伴い、帰国子女や外国人の幼児とその保護者への対応や、児童虐待の防止対策の強化、子どもの貧困対策の推進が必要とされています。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業のさらなる充実と、子どもたちが健やかに成長できるソフト・ハード両面の環境整備に向けて、「第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、総合計画等の上位計画や関連計画との整合の取れた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、第1期計画策定時に義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て家庭を対象として、葛城市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定をしています。

さらに、本計画の一部を子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」としても位置づけます。

計画の期間

本計画は、令和2(2020)年度を初年度とする令和6(2024)年度までの5か年とします。

計画の策定体制

- ① 「子ども・子育て会議」の開催
子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表等で構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やアクセス等に関わることができる仕組みです。第2期計画の策定に当たり、計画策定に関する協議・検討を行いました。
- ② 「ニーズ調査」の実施
第2期計画の策定に必要な基礎資料を得るため、就学前児童及び小学生児童(1～3年生)がおられる世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

計画のビジョン

基本理念

子どもたちの未来と笑顔を育む
安心して子育てが
続けられるまち 葛城



このたびの第2期計画においては、第1期計画の基本理念の考え方を継承し、子どもたちを取り巻く環境の変化や複雑化、多様化するニーズに対応しつつ、未来の葛城のまちを創り担う子どもたちの笑顔があふれ、すくすく元気に育ち、すべての子育て家庭が安心して子育てを続けることができるまちを目指します。



基本目標



2

施策の方向



1 基本目標 子育て家庭への包括的支援体制の充実

すべての子育て家庭に対してニーズに即した教育・保育事業や子育て支援事業の充実を図り、よりよい環境整備を推進するとともに、子育て家庭に対する包括的な支援の拡充をさらに図りながら、それぞれの実情に応じた子育て支援の充実を目指します。また、男女が家族としての役割をお互いに理解し、共働きにおいても協力して子育てを行えるよう、親としての子育て力の向上と積極的な子育てへの参加促進に努め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のさらなる普及・啓発を進めます。

- 1 保育サービスの充実
- 2 地域における子育て支援体制の拡充
- 3 子育てへの不安軽減
- 4 子育てと仕事の両立に関する啓発と支援
- 5 男女がともに関わる子育てなどの推進



2

基本目標 子どもたちの健やかな成長を育む環境づくりの促進

子どもが心身ともに健やかに成長していくための環境の促進に向けて、安心して妊娠・出産、育児ができるよう必要な支援と子育てへの不安の軽減、子どもと子育て家庭の健康を維持増進していくために様々な取組を進めます。
また、未来の葛城市を担う子どもたちの豊かな人間性を培うとともに、子どもが成長する力を大切にしながら、一人ひとりが輝く個性や自主性を育むことのできる教育環境の充実を図ります。

- 1 妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援
- 2 健やかな子どもの育成への支援
- 3 小児医療の充実
- 4 次代の親の育成
- 5 教育・保育環境の充実
- 6 児童健全育成対策の充実

3

基本目標 きめ細やかで切れ目のない支援の推進

障がいや発達において支援が必要な子ども、ひとり親家庭や外国人家庭、子どもの貧困問題など、何らかの支援や援助が必要な子どもと子育て家庭へのきめ細やかで切れ目のない支援の推進を図ります。

また、児童虐待や子どもの貧困など、特に深刻な課題を抱える子育て家庭への支援のための体制づくりを進めます。

- 1 児童虐待の防止
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 3 障がいのある子どもと保護者への支援
- 4 子育てに関わる経済的支援の実施
- 5 子育て世帯の貧困対策

4

基本目標 子どもたちの安全を守り安心して住み続けられる環境づくり

すべての子どもと子育て家庭が安心して住み続けられる環境づくりに向けて、防犯・防災・防火・交通安全など、まちの安全を守るための取組の強化を図ります。
また、子どもや子育て家庭が安心して外出や社会活動等ができるよう、住みやすさに配慮した子育てのバリアフリー化を目指します。

- 1 子どもの安全の確保
- 2 子育てに配慮した生活環境の整備



3

事業計画

教育・保育提供区域の設定

本市は市内全域を概ね30分程度で移動できるなどの地域特性を勘案し、主要事業については「市全域」を提供区域とします。
 ただし、教育・保育のうち「1号認定（教育：3歳以上、主に幼稚園）」と、地域子ども・子育て支援事業のうち「放課後児童健全育成事業（学童保育所）」については、現在の状況や児童が安全に通える範囲等を考慮し、「小学校区」を提供区域とします。

就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定
 3～5歳で幼稚園等での学校教育を希望する認定区分です。なお、量の見込みを算出する際は、に2号認定として算出された中で、幼稚園等の利用を希望するなど教育ニーズが高い場合は、1号認定分として計算しています。

	R.2年度 (2020)	R.3年度 (2021)	R.4年度 (2022)	R.5年度 (2023)	R.6年度 (2024)
新庄小学校区	1号認定	75	74	74	74
	2号認定のうち教育ニーズが高い	43	42	42	42
	計	118	117	116	116
羽海小学校区	1号認定	35	35	35	35
	2号認定のうち教育ニーズが高い	21	21	20	20
	計	56	56	55	55
藤川小学校区	1号認定	44	44	44	45
	2号認定のうち教育ニーズが高い	19	18	18	18
	計	63	62	62	63
警備小学校区	1号認定	86	86	86	85
	2号認定のうち教育ニーズが高い	50	49	49	49
	計	136	135	135	134
藤原小学校区	1号認定	21	21	21	21
	2号認定のうち教育ニーズが高い	12	12	12	12
	計	33	33	33	33
市全域	1号認定	211	211	211	211
	2号認定のうち教育ニーズが高い	100	100	100	100
	計	311	311	311	311

(2) 2号認定 3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。

	R.2年度 (2020)	R.3年度 (2021)	R.4年度 (2022)	R.5年度 (2023)	R.6年度 (2024)
市全域	1号認定	590	589	586	583
	2号認定のうち教育ニーズが高い	590	590	590	590
	計	1180	1179	1176	1173

(3) 3号認定 0～2歳で保育の必要性がある認定区分です。

	R.2年度 (2020)	R.3年度 (2021)	R.4年度 (2022)	R.5年度 (2023)	R.6年度 (2024)
市全域	1号認定	83	83	84	84
	2号認定のうち教育ニーズが高い	51	50	49	48
	計	134	133	133	132
市全域	1号認定	340	341	342	344
	2号認定のうち教育ニーズが高い	300	312	324	336
	計	640	653	666	680

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

	R.2年度 (2020)	R.3年度 (2021)	R.4年度 (2022)	R.5年度 (2023)	R.6年度 (2024)
(1) 利用者支援事業					
① 量の見込み	2	2	2	2	2
② 確保の内容	1	1	1	1	1
③-①	0	0	0	0	0
(2) 地域子育て支援拠点事業					
① 量の見込み	13,739	13,789	13,840	13,890	13,940
② 確保の内容	13,739	13,789	13,840	13,890	13,940
③-①	0	0	0	0	0
(3) 妊婦健康診査					
① 量の見込み	300	300	300	300	300
② 確保の内容	300	300	300	300	300
③-①	0	0	0	0	0
(4) 乳児家庭全戸訪問事業					
① 量の見込み	300	300	300	300	300
② 確保の内容	300	300	300	300	300
③-①	0	0	0	0	0
(5) 子育て支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業					
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保の内容	10	10	10	10	10
③-①	0	0	0	0	0
(6) 子育て短期支援事業					
① 量の見込み	13	13	13	13	13
② 確保の内容	13	13	13	13	13
③-①	0	0	0	0	0
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・クラブ）					
① 量の見込み	270	270	270	270	270
② 確保の内容	270	270	270	270	270
③-①	0	0	0	0	0
(8) 延長保育事業					
① 量の見込み	217	217	217	217	217
② 確保の内容	217	217	217	217	217
③-①	0	0	0	0	0
(9) 一時預かり事業					
① 幼稚園、保育所（園）による一時預かり事業					
① 量の見込み	24	24	24	24	24
② 確保の内容	24	24	24	24	24
③-①	0	0	0	0	0
② 幼稚園、保育所（園）による一時預かり事業					
① 量の見込み	20,760	20,760	20,760	20,760	20,760
② 確保の内容	20,760	20,760	20,760	20,760	20,760
③-①	0	0	0	0	0
(10) 病児保育事業					
① 量の見込み	154	154	154	154	154
② 確保の内容	180	180	180	180	180
③-①	26	26	26	26	26
(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）					
① 量の見込み	852	842	831	820	806
② 確保の内容	820	820	960	960	960
③-①	△32	△18	△129	△140	△154

- (1) 利用者支援事業**
 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療及び福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供及び助言等必要な支援を行う事業です。
- (2) 地域子育て支援拠点事業**
 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- (3) 妊婦健康診査**
 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業**
 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
- (5) 子育て支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**
 子育て支援訪問事業は、子育て支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育支援に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に関する事業）は、ネットワーク機能間の連携強化を図る事業です。
- (6) 子育て短期支援事業**
 保護者の疾病等により、家庭において養育を続けることが緊急一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入院し、必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と密着養護事業（トワイライトステイ事業）があります。
- (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・クラブ）**
 子どもが健やかに育ち、子育てをしている人が安心して生活できる環境づくりをするため、子育ての助けをしてくれる人（例：用事代行、子育ての手伝いなどをできる人（援助会員、同方会員）がそれぞれ会員となり、相目に助け合っていく事業です。
- (8) 延長保育事業**
 保育認定を受けず子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）で保育を実施する事業です。
- (9) 一時預かり事業**
 保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所（園）で一時的に預かる事業です。
- (10) 病児保育事業**
 病児について、病院等に入院された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。病児対応型、病児対応型、休養不良児対応型及び非施設型（訪問型）があります。
- (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）**
 保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休日に実施します。
- (12) 実質収入に係る補助給付を行う事業**
 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育所（園）等に対して保護者が支払うべき給食材料費、日用品及び文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- (13) 多様な事業者の参入促進**
 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

4

推進体制



1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直し等のために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. 庁内体制の整備

本計画に基づく施策を推進するために、庁内関係各課による調整・連携を図るとともに、計画の進捗管理を定期的に行います。

また、市民に対して、広報誌やホームページ等により、子育て支援に関する広報啓発に努め、市民の理解と協力を得て施策を推進します。

3. 地域における取組や活動の連携

地域の様々な子育て活動の支援や関連機関との連携・調整を行い、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

4. PDCA サイクルによる検証

本計画に定める各施策について、毎年度実績を把握し、子ども・子育て支援に係る施策等の動向や子ども・子育て会議の意見を踏まえた上で、PDCA サイクル「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」のプロセスを用いて計画の進捗状況の点検、中間評価を行います。

各年度の評価と改善状況の把握のために管理シート等を作成し、経年的に状況が確認できるようにするとともに、点検・評価の結果、必要に応じて施策の見直し等の措置を講じます。

第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

発行日：令和2（2020）年3月

発行：奈良県葛城市

編集：葛城市 こども未来創造部 子育て福祉課

〔新庄庁舎〕 〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

〔當麻庁舎〕 〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地

TEL 0745-44-5105（ダイヤルイン）

FAX 0745-48-3200